

07.45

地域未来投資促進法の規定による手数料等の軽減について（特・商）

1. 軽減の要件と内容

(1) 特許

地域未来投資促進法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画^{注1}（以下「承認地域経済牽引事業計画」という。）に従って行われる承認地域経済牽引事業の成果に係る発明又は特許発明（いずれも、承認地域経済牽引事業計画の計画期間の終了日から起算して2年以内に出願されたものに限る。）、当該発明又は特許発明を実施するために承認地域経済牽引事業計画に従って承継した特許を受ける権利に係る発明又は特許発明若しくは特許権について、自己の特許出願に係る出願審査の請求をする者又は第1年から第10年までの各年分の特許料を納付すべき者が承認地域経済牽引事業を行う中小企業者^{注2}であるときは、出願審査の請求の手数料又は特許料が1/2に軽減される（地域未来投資促進法21条、地域未来投資促進法施行令3条2項、4条2項）。

(2) 商標

地域未来投資促進法第22条において規定する承認地域経済牽引商品等（以下「承認地域経済牽引商品等」という。）に係る地域団体商標の商標登録について、当該地域団体商標の商標登録を受けようとする者又は設定登録料若しくは存続期間の更新登録料を納付すべき者が当該承認地域経済牽引事業の承認地域経済牽引事業者であるときは、商標登録出願の手数料（承認地域経済牽引事業計画の計画期間内に商標登録出願をするものに限る。）又は登録料（承認地域経済牽引事業計画の計画期間内に地域団体商標の商標登録を受けるもの又は当該計画期間内に地域団体商標の商標登録に係る商標権の存続期間の更新登録の申請をするものに限る。）が1/2に軽減される（地域未来投資促進法23条1項、2項、地域未来投資促進法施行令5条2項、6条2項）。

2. 軽減を受けるための主体要件

(1) 特許

出願審査の請求の手数料及び特許料の軽減を受ける対象となる承認地域経済牽引事業を行う中小企業者とは、以下のア. からエ. までの場合に、それぞれの要件を満たす者である（地域未来投資促進法2条3項、地域未来投資促進法施行令1条）。

ア. 個人事業主

それぞれの業種において、常時使用する従業員数が「表1」の数以下であること。

イ. 法人

それぞれの業種において、常時使用する従業員数が「表1」の数以下であること又は資本金若しくは出資の額が「表2」の額以下であること。

ウ. 組合等

以下のいずれかに該当するものであること。

a. 企業組合

b. 協業組合

c. 地域未来投資促進法施行令第1条第2項において定められたもの

i) 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会

ii) 農業協同組合及び農業協同組合連合会

iii) 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

iv) 森林組合及び森林組合連合会

v) 商工組合及び商工組合連合会

vi) 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

vii) 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会

viii) 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が表1の a. 又は表2の a. に該当するもの

ix) 酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が表1の b. (酒類卸売業者については、表1の c.) 又は表2の b. (酒類卸売業者については、表2の c.) に該当するもの

エ. 特定非営利活動法人(以下「NPO法人」という。)

常時使用する従業員数が表1の a. (小売業を主たる事業とする事業者については、表1の b.、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、表1の c.) の数以下であること。

「表1」

a. 製造業、建設業、運輸業他（以下 b. から e. の業種を除く。）	300人
b. 小売業	50人
c. 卸売業又はサービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業及び旅館業を除く。）	100人
d. 旅館業	200人
e. ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	900人

「表2」

a. 製造業、建設業、運輸業他（以下 b. 及び c. の業種を除く。）	3億円
b. 小売業又はサービス業（ソフトウェア業又は情報処理サービス業を除く。）	5千万円
c. 卸売業	1億円

（2）商標

商標登録出願の手数料及び商標登録料の軽減を受ける対象となる者は、承認地域経済牽引商品等に係る地域団体商標の商標登録について、当該商標登録を受けようとする承認地域経済牽引事業者及び当該商標登録の登録料を納付すべき承認地域経済牽引事業者であり、商標法第7条の2に規定する組合等及び地域未来投資促進法第22条第1項及び第2項に基づき商標法第7条の2第1項に規定する「組合等」とみなされた一般社団法人である（→01.63）。

3. 申請書に添付する証明書と確認する要件

（1）特許

軽減に係る申請書に添付すべき書類は、「表3」の右欄に掲げるものである（地域未来投資促進法施行令3条1項、4条1項）。

「表3」

要件	証明書		
	個人事業主	法人	組合等 NPO法人
ア. イ. のいずれかに該当すること	ア. イ. 共通		
ア. 承認地域経済牽引事業の成果に係る発明又は特許発明（いずれも、承認	<ul style="list-style-type: none"> 承認地域経済牽引事業計画の写し（地域経済牽引事業計画の承認申請書の写し及び地域経済牽引事業計画の承認に係る通知書の写し） 		
	ア. に該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> 承認地域経済牽引事業の成果に係る発明又は特許 		

<p>地域経済牽引事業計画の計画期間の終了日から起算して2年以内に出願されたものに限る。) であること</p> <p>イ. ア. の発明又は特許発明を実施するために承認地域経済牽引事業計画に従って承継した特許を受ける権利に係る発明又は特許発明若しくは特許権であること</p>	<p>発明であることを証する書面</p> <p>イ. に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 承認地域経済牽引事業計画に従って承継した特許を受ける権利に係る発明又は特許発明若しくは特許権であることを証する書面 		
<p>ウ. 地域未来投資促進法第2条第3項各号のいずれかに該当する中小企業者であること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 従業員数を証する書面（雇用保険、労働保険、賃金台帳等の写し等） 主たる事業を確認するための書類（自社パンフレット等） 	<ul style="list-style-type: none"> 資本金の額又は出資の総額を証明する書面（定款、法人登記事項証明書又は前事業年度の貸借対照表）又は従業員数を証する書面（雇用保険、労働保険、賃金台帳等の写し等） 主たる事業を確認するための書類（自社パンフレット等） 	<ul style="list-style-type: none"> 地域未来投資促進法施行令第1条第2項第8号に該当する組合等については、資本金の額若しくは出資の総額を証明する書面又は従業員数を証する書面 地域未来投資促進法第2条第3項第9号に該当するNPO法人については、従業員数を証する書面

(2) 商標

軽減に係る申請書に添付すべき書類は、「表4」の右欄に掲げるものである

(地域未来投資促進法施行令5条1項、6条1項)。

「表4」

要件	添付書類
<p>ア. 承認地域経済牽引事業者であること</p> <p>イ. 申請に係る地域団体商標が承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務に係るものであること</p> <p>ウ. 承認地域経済牽引事業計画の計画期間内に出願、設定登録のための納付又は更新登録の申請がされたものであること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 承認地域経済牽引事業計画の写し（地域経済牽引事業計画の承認申請書の写し及び地域経済牽引事業計画の承認に係る通知書の写し） ・ 申請に係る地域団体商標が、承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務に係るものであることを証する書面

(新規平成29・10)

注1 「承認地域経済牽引事業計画」とは、地域経済牽引事業（地域未来投資促進法2条）に関する計画について、都道府県知事又は主務大臣から承認を受けたもの（地域未来投資促進法13条4項又は7項）及びその変更の承認を受けたもの（地域未来投資促進法14条1項）をいう。

注2 「中小企業者」とは、地域未来投資促進法第2条第3項に規定する事業者をいう。なお、承認地域経済牽引事業計画の申請主体となることができるのは中小企業者に限られないため、特許料等の軽減申請の際に中小企業者の要件の確認が行われる。